

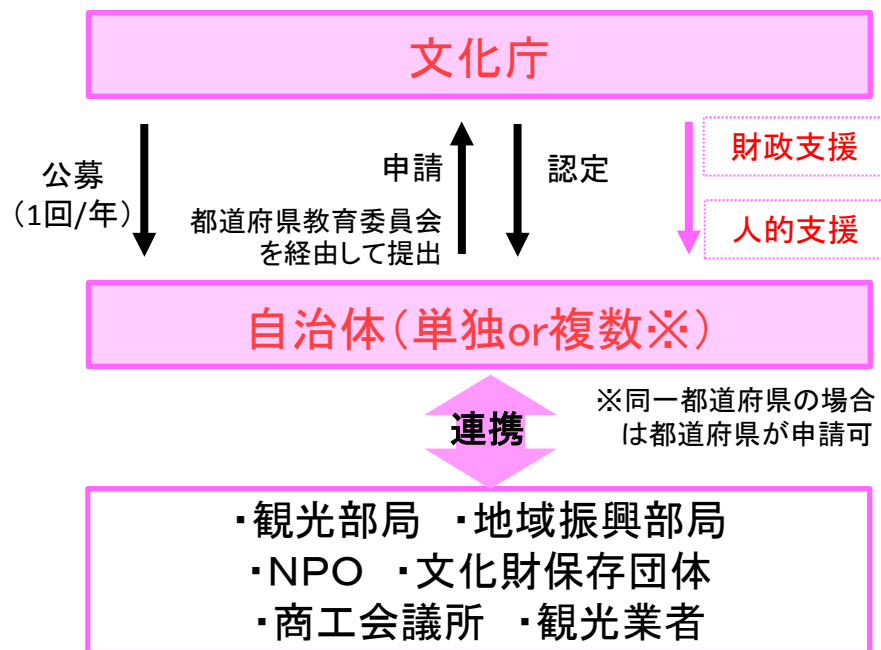
2. 社会動向の変化

観光振興

⑧日本遺産

- ・有形・無形の様々な文化財群を地域が整備、活用し、国内外へ戦略的に発信（H27.4発表）。
- ・H30.5現在、67のストーリーが認定済み。

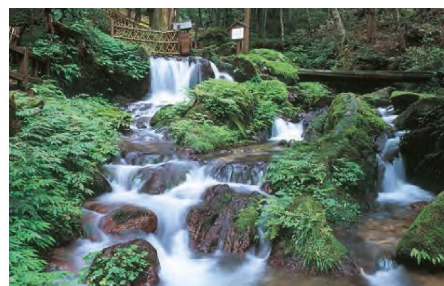
●日本遺産の体系



●海と都をつなぐ若狭の往来文化遺産群

～御食国(みけつくに)若狭と鯖街道～

- ・所属自治体: 福井県小浜市、若狭市
- ・ストーリー: (前略) 近年「鯖街道」と呼ばれるこの街道群沿いには、往時の賑わいを伝える町並みとともに、豊かな自然や、受け継がれてきた食や祭礼など様々な文化が今も息づいている。



瓜割の滝(若狭町): 滝の周辺には森が広がり、岩に苔が群生する幻想的な光景



旧料亭蓬嶋楼(小浜市): 小浜市西組地区に残る明治時代の建物



熊川宿(若狭町): 若狭街道最大の中継地となった宿場町



和久里壬生狂言(小浜市): 無言仮面の狂言は人の道を逆説的にコミカルに伝える

2. 社会動向の変化

観光振興

⑨ジオパーク

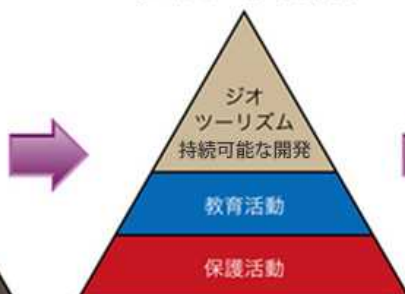
- ・地球（ジオ）を学び丸ごと楽しむ場所として、日本ジオパーク委員会が認定した日本ジオパークが43地域（H30.4現在）。
- ・このうち9地域がユネスコ世界ジオパークにも認定。

●ジオパークとは

ジオパークの対象



ジオパークの活動



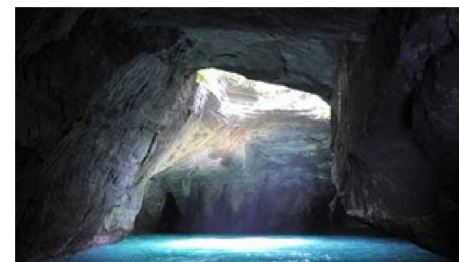
地域振興へ



●洞爺湖有珠山ジオパーク(北海道)



●伊豆半島ジオパーク(静岡県)



2. 社会動向の変化

観光振興

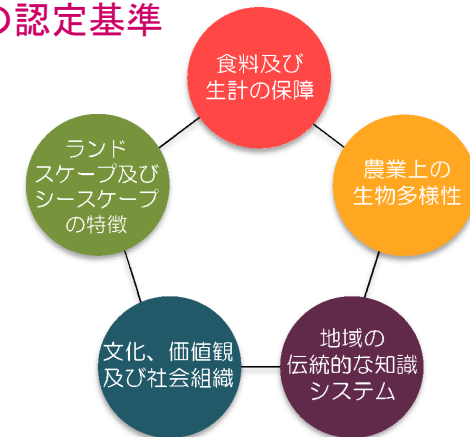
⑩世界農業遺産

- ・世界的に重要な伝統的農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、国際連合食糧農業機関(FAO)が認定する制度。
- ・世界で20ヶ国50地域、日本では11地域が認定（H30.4現在）。

●国内の世界農業遺産認定地域



●世界農業遺産の認定基準



2011年認定



トキと共生する佐渡の里山
新潟県佐渡市



水田で採餌するトキ



中干期にも生きものが生育できる場所「江」



【朱鷺と暮らす郷認証米】
認証基準には、「生きものを育む農法」の実施のほか、5割以上の減農薬・減化学肥料など厳しい基準が設けられています。

2013年認定



静岡の茶草場農法
静岡県掛川周辺地域



畝間に茶草を敷く作業



茶畑に隣接する茶草場



【カゲガワフキバッタ】
茶草場に生息するカゲガワフキバッタは、翅が退化して飛翔することができない地域固有のバッタです。

※農林水産省HPより

2. 社会動向の変化

観光振興

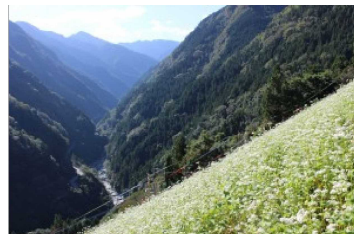
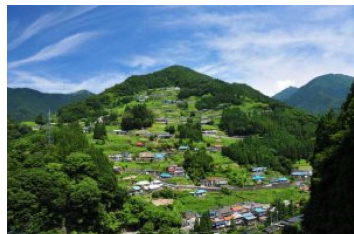
⑪ 日本農業遺産

- ・我が国において重要かつ伝統的な農林水産業を営む地域（農林水産業システム）を、農林水産大臣が認定する制度。FAOが定める評価基準では評価しきれない地域を、我が国としての問題意識に基づき認定。
- ・初の日本農業遺産として8地域が認定（H29.3現在）。

● 日本農業遺産認定地域



● にし阿波の傾斜地農耕システム（徳島県にし阿波地域）



猿飼集落（つるぎ町貞光）



（左：コエグロ 右：野鍛冶による伝統農具製作）



● 急峻な地形と日本有数の多雨が生み出す尾鷲ヒノキ林業（三重県尾鷲市）



（尾鷲ヒノキの森林）



（緻密で幅が均一な年輪が特徴）



（尾鷲ヒノキと熊野古道の景観）



（真っ直ぐに伸びたヒノキの大木）

3. 発展に向けた課題

- ・ 日本風景街道は、関係者の日々の努力によって、「美しい国土景観の形成」や「地域活性化」、「観光振興」等の分野で様々な成果があった。
- ・ しかしながら、日本風景街道のさらなる発展に向けて、現状で抱える課題や将来想定される課題は以下の通り。

① 停滞が見られるパートナーシップが存在

② 「日本風景街道」の認知度が低い

③ 関係者間の発展に向けた議論が不足

④ 地元自治体との連携が不足

⑤ 好事例や助成制度等の共有が不足

⑥ ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

⑦ 資金・人員体制が不足

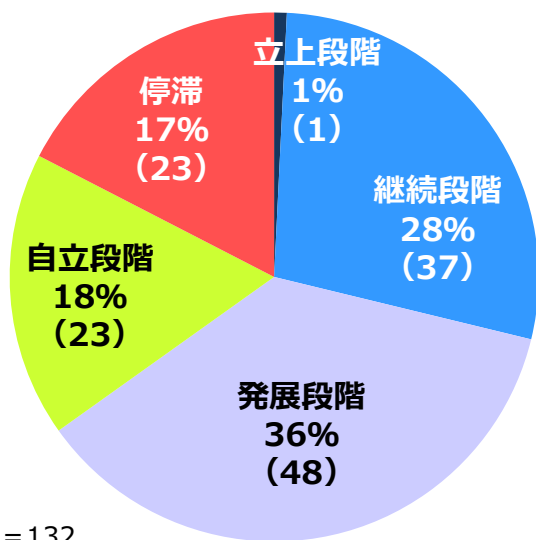
3. 発展に向けた課題

① 停滞が見られるパートナーシップが存在

<組織の成熟度>

- ・組織の成熟度では、発展段階（36%）、継続段階（28%）が多いものの、17%のルートが「停滞」していると回答。

Q：現在の組織の成熟度について、当てはまるものを教えてください。

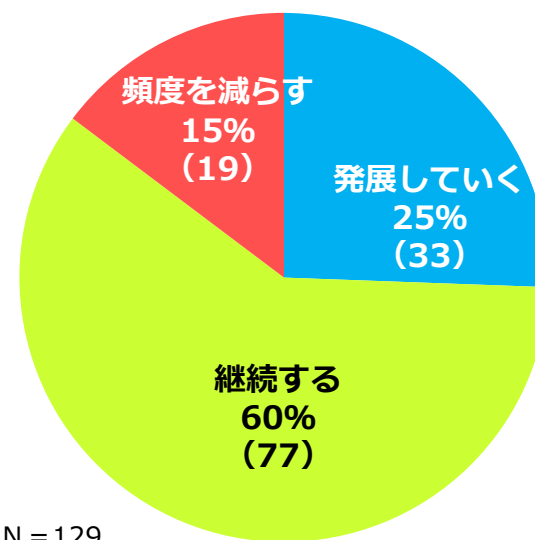


立上段階：事務所等の助言や支援を受けながら活動を行っている段階
 継続段階：活動の継続化へ向けて努力している段階
 発展段階：活動の幅、規模、種類などを広げ活動の質を高めようと努力している段階
 自立段階：風景街道の活動主体として目指す姿の実現へ向けた取組を自力で考え実行できる段階
 停滞：活動が停滞し今後の方向性が不明な段階

<今後の活動意向>

- ・今後の活動意向では、活動を「継続する」ルートが60%と最も多いものの、15%のルートが「頻度を減らす」と回答。

Q：日本風景街道の活動を今後どのように行っていく予定か教えてください。



発展していく：現在の活動に加え、より発展的な活動を行っていく（維持していく）予定
 継続する：現在の活動を継続的に行っていく予定
 頻度を減らす：人材不足等で活動の体制に課題があるため、活動頻度を軽減していく予定

3. 発展に向けた課題

① 停滞が見られるパートナーシップが存在

<組織の成熟度、今後の活動意向>

- ・組織の成熟度が「停滞」であり、今後の活動意向が「頻度を減らす」と回答しているルートは、全体の12%（15ルート）存在。

N = 129

組織の成熟度

()内はルート数

	立上段階	継続段階	発展段階	自立段階	停滞	
今後の活動意向	発展していく	1% (1)	8% (10)	12% (16)	5% (6)	0% (0)
	継続する	0% (0)	21% (27)	23% (30)	10% (13)	5% (7)
	頻度を減らす	0% (0)	0% (0)	1% (1)	2% (3)	12% (15)

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

3. 発展に向けた課題

②「日本風景街道」の認知度が低い

- ・ 風景街道の認知度の向上は、鶏と卵の関係とも言えるが、標識に表記できるようにして頂けるとありがたい。青の標識の中に、ロゴマークが入るようになってほしい。
- ・ 風景街道の情報発信先が少ないと感じる。発信先は一般ユーザー。一般ユーザーに情報が発信できる方法を考えないと。
- ・ 企業の参加を得るために、風景街道の知名度も低く、かつ参加登録に対し、企業にとって地域にとってのメリットを示すことが難しく、参加団体が増えていかない。
- ・ 国としての取り組み(重み)が、道の駅の取り組み(重み)に対して軽いと感じており、国としても風景街道の知名度向上にさらなる取り組みを実施していただきたい。
- ・ 風景街道全体の認知度向上のために、テレビ等のマスメディアを通じた積極的な情報発信、パンフレット等の設置場所確保など積極的な周知方法を示してほしい。

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

③関係者間の発展に向けた議論が不足

2. 日本風景街道の制度と活動について

- ◆ 第二ステージを迎えた日本風景街道の制度目的や仕組み、運動手法、市町村、企業の位置づけなどパートナーのあり方、ルートの評価、活動費などを再考、討議する場を設ける。

データ：提言「質の高い日本風景街道に着手するために」
(日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ
平成29年4月26日) - 抜粋 -

④地元自治体との連携が不足

- ・ 道の駅、ジオパークと風景街道がタイアップできれば、非常に良い協働相手になると思う。この点を理解いただき、積極的に動いてほしい。
- ・ 地元自治体の意識の低さや熱意の欠如が致命的である。国土交通省側からも啓蒙を図ってほしい。

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

3. 発展に向けた課題

⑤ 好事例や助成制度等の共有が不足

- ・ 活用しやすい補助金や助成金メニューなどがあれば、定期的に情報共有していただきたい。
また、申請に当たってのサポート(相談窓口、書類の書き方等)も可能な範囲でご支援いただけるとありがたい。
- ・ 全国の活動内容や資金源を知るための情報共有出来る手段が欲しい。
- ・ 風景街道への付加価値の上乗せ及びその効果的なPRなどについて、他市等で成功した事例をご教授ください。
- ・ 他団体の先進事例を教えていただくと、今後の参考にできありがたいです。

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

⑥ ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

- ・ 既登録ルートの活動状況等の定期的な確認が十分でない。
- ・ 社会情勢が変化の中で、風景街道パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。
- ・ 平成28年度 風景街道パートナーシップアンケート結果において、組織の成熟度が「停滞」であり、今後の活動意向が「頻度を減らす」と回答しているルートが、全体の12%(15ルート)存在。

データ：第3回「日本風景街道」有識者懇談会資料

⑦ 資金・人員体制が不足

- ・ 風景街道の事務局はNPOが担っており、活動・運営などの財源がないため、活動の広がりが持てない。
特に、パートナーシップの会議(通信費、会場費)、ホームページや情報誌など風景街道ルートが独自に情報発信できるツールが維持できない。NPOやNPOスタッフのボランティアで成り立っているため、パートナーシップの運営が厳しい。そのため新しい人材も入れにくい。
- ・ 民間主体でがんばっている推進協議会は、自治体主体と比べて予算面や体制面で苦労しています。
- ・ パートナーシップの団体への新規加入者がなく、団体内での高齢化が進み、活発な活動ができない。

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

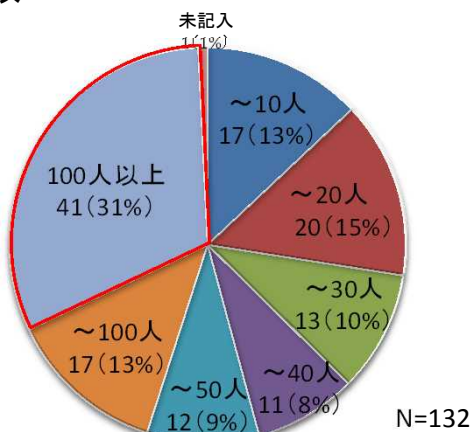
3. 発展に向けた課題

⑦資金・人員体制が不足

- 所属人数は100人以上が約3割と最も多い。
- 主体的に活動している人数は10人以下が約5割と最も多く、10～20人が3割。
- 中心的な役割を担う年齢層は60歳代が最も多く、全体の傾向から組織の高齢化が懸念。

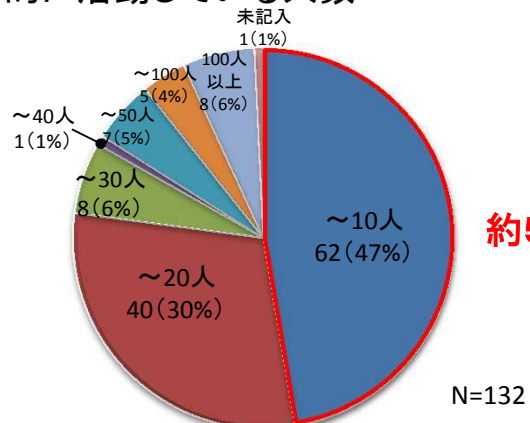
■ 所属人数

約3割



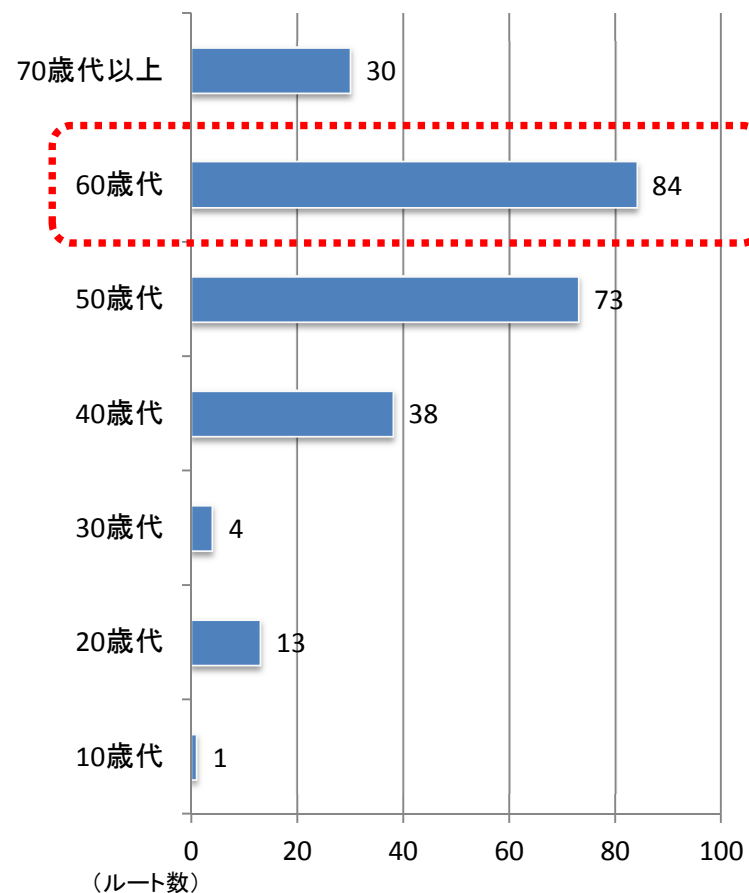
■ 主体的に活動している人数

約5割



■ 中心的な役割を担う年齢層

(複数回答)



データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

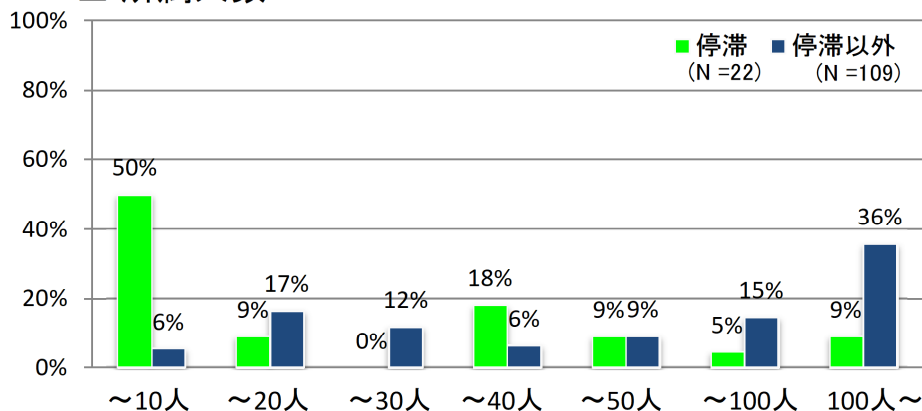
3. 発展に向けた課題

⑦資金・人員体制が不足

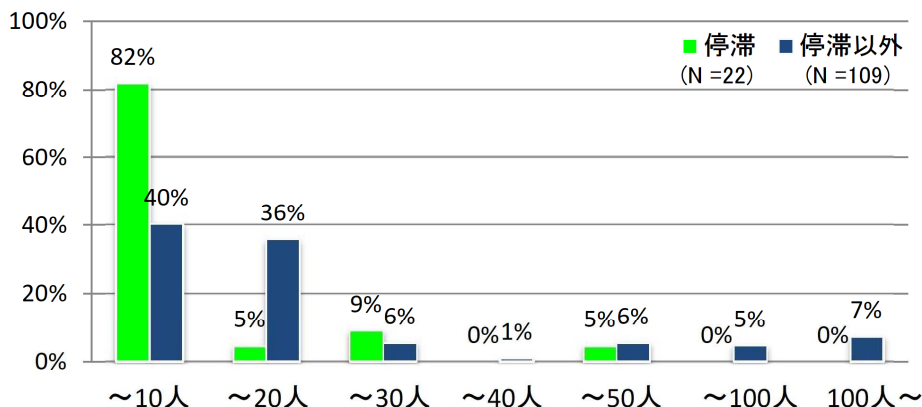
- 停滞と回答したルートは、活動人数が比較的少なく、特に主体的に活動している人数が10人以下であるルートが他と比較して顕著に多い。
- 停滞と回答したルートは、資金も特に集めていないもしくは、パートナーシップ内での集金が主である。

体制面

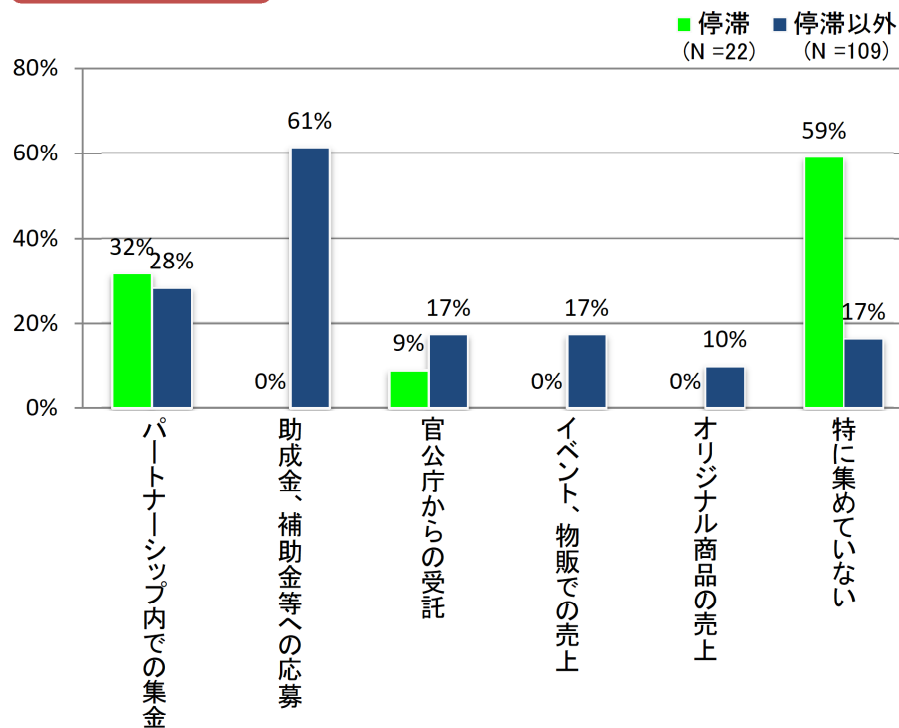
■ 所属人数



■ 主体的に活動している人数



資金面



注：未記入のルートは集計対象から除外

データ：H28日本風景街道パートナーシップアンケート
(138ルートを対象)

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

- それぞれの課題に対する具体的な取り組みの方向性は以下の通り。

【発展に向けた課題】

① 停滞が見られるルートが存在

② 「日本風景街道」の認知度が低い

③ 関係者間の発展に向けた議論が不足

④ 地元自治体との連携が不足

⑤ 好事例や助成制度等の共有が不足

⑥ ルート登録後に活動状況の確認等を行うスキームがない

⑦ 資金・人員体制が不足

【発展に向けた具体的取り組みの方向性】

(1) 活動の活性化

① 景観の整備・保全

② 案内看板等の検討

③ 情報の発信・共有

(2) 交流連携の推進

① 道の駅との連携

② 同種活動との連携

③ 関連施策との連携

④ 関係者の交流

(3) 活動環境の整備

① 表彰制度の導入

② 登録内容の再確認

③ 道路協力団体制度の活用

④ 支援体制の構築

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

(1) 活動の活性化

① 景観の整備・保全

これまでの活動（広告看板の撤去・集約化の現状）

- ・道路沿いに乱立する広告看板を各ルートで撤去し景観保全に努めているものの、大掛かりな工事を伴うケースも存在。
- ・景観保全は、行政と民間との連携による対応も期待される。

<取り組み前（看板の乱立）>



<看板の自主撤去>



<取り組み前（富士山への眺望の阻害）>



<設置者（静岡県）による撤去>



<看板の集約化・設置>



九州横断の道 やまなみハイウェイ/H25

<富士山と草原の風景が復活>



ぐるり・富士山風景街道/H19

① 景観の整備・保全

これまでの活動（ビューポイントの整備の現状）

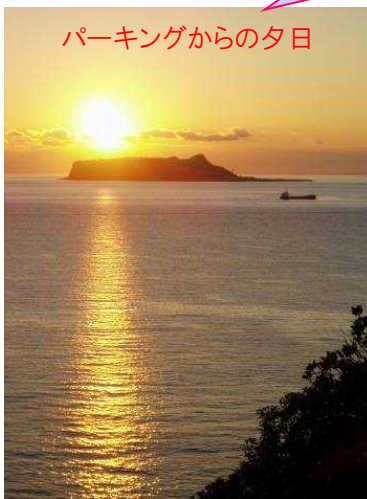
- ・ビューポイントの整備は、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの事例は限定的である。
- ・今後は、道路管理者や地元自治体を中心となって、美しい景観を感じられる施設を整備することが期待される。

<ビューポイントパーキング（大空町）>



主体：ながさきサンセット・オーシャンロード推進協議会
協力：長崎県道路維持課
費用：県単事業

<シーニックデッキ（清里町）>



After

<ビューポイントパーキング>



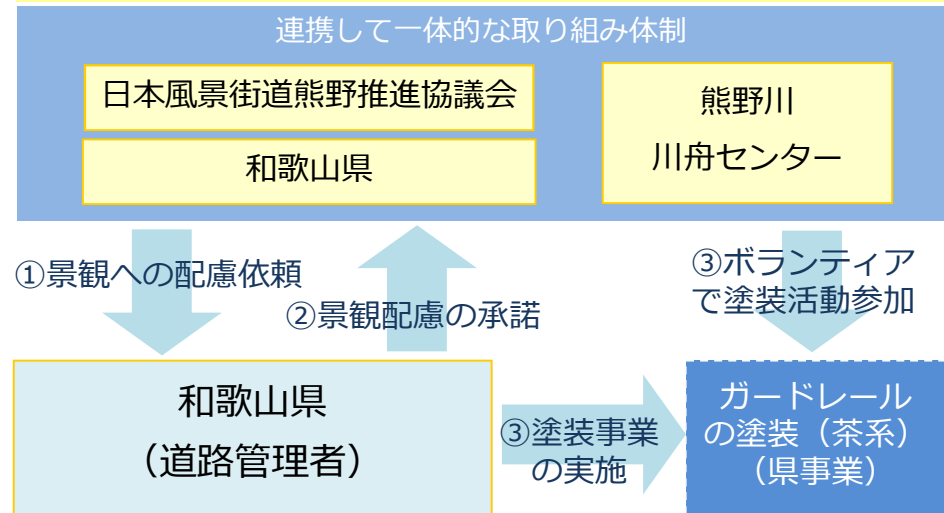
① 景観の整備・保全

これまでの活動（景観保全制度の制定の現状）

- ・地域と行政が一定ルール（協定の締結等）の下、景観保全体制を構築している事例はあるが、多くない。
- ・特に景勝地や歴史的な地域周辺では、活動団体の協力を得ながら行政が中心となってルール作りを行っていくことも期待される。

～「地域・行政」協働の景観整備事業の例～

国道168号沿いに流れる「熊野川」からのガードレールによる景観阻害箇所について、更新時期に達したもものから景観に配慮したものへ更新している。更新時期に達していないものについては、更新までの間も景観に配慮するため、茶系色の塗装を行った。（県事業）



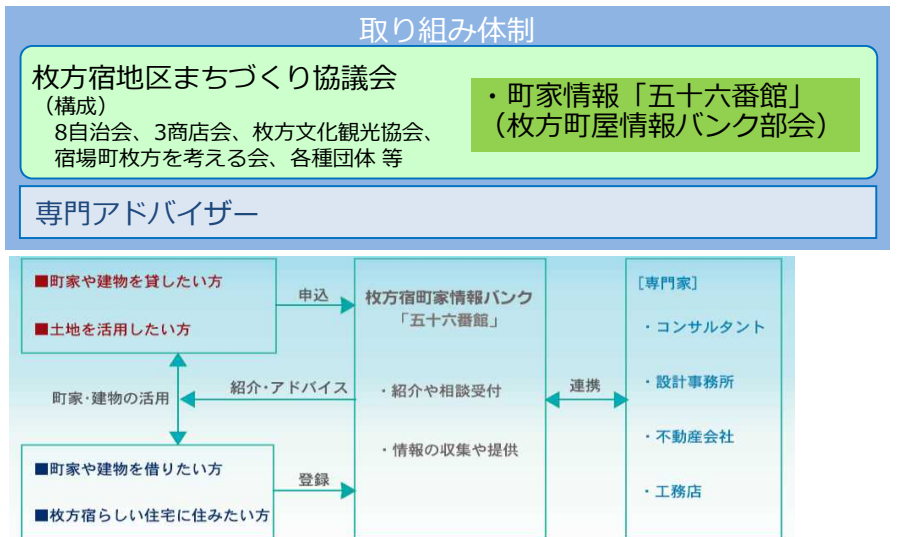
写真：日本風景街道熊野HPより



日本風景街道熊野/H20

～町家の活用による歴史的な建物の保全・活用の例～

H18年に「枚方宿地区まちづくり協議会」の部会として、町家情報バンク「五十六番館」を設立。町家を貸したい人と借りたい人を結び、地域の空家活用を支援。斡旋した建物の改築には、市の歴史的な建物の修景に対する補助制度を活用する等、官民一体で活動している。



空き家



斡旋・修景後(イタリアンレストラン)

新世紀くらわんかストリート/H22

①景観の整備・保全

これまでの活動（建物・施設等の保全・維持管理の現状）

・建物・施設等の保全・維持管理としては、地域学習会の開催やガイド養成講座の実施、学校（小・中・高）の授業での学習、景観点検の実施等の歴史・文化の継承活動を各地で実施しており、今後も継続的な取り組みが期待される。

<地域学習会の開催>



<ガイド養成講座>



<オーストラリアマッキロップ高との交流事業>



<小学校での学習会>



<景観点検の実施（現地作業）>



<景観点検の実施（検討）>



①景観の整備・保全

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・道路沿いに乱立する広告看板を各ルートで撤去し景観保全に努めているものの、大掛かりな工事を伴うケースも存在。
- ・ビューポイントの整備は、活動団体単独で実施するには予算的なハードルもあり、これまでの事例は限定的。
- ・地域と行政が一定ルール(協定の締結等)の下、景観保全体制を構築している事例はあるが、多くない。
- ・風景街道の活動団体からも、景観向上に資するハード整備を行政に求める声がある。



○景観の整備・保全の方向性

- ・道路管理者や地元自治体を中心となって、民間と連携した景観の整備・保全の推進方策を検討。

<主な整備・保全の内容>

- ①無電柱化の推進
- ②自転車通行空間の整備
- ③景観に配慮したルートやビュースポットの整備・保全
- ④屋外広告物条例の活用等による沿道景観規制の推進
- ⑤パートナーシップにおける協定の締結等による景観保全体制の構築や定期的な景観点検の実施

②案内看板等の検討

これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- 風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板等のデザインや表示方法等は統一されていない。

四国地方幹線道路協議会道路管理部会標識分科会香川県ブロック部会で調整のうえ道路管理者が設置（5箇所）



（国土交通省設置）



（高松市設置）

むれ源平石あかりロード

ルート名の周知を目的に長崎県が設置（44箇所）



ながさきサンセットロード

道の駅入り口へのルートサインの設置や既設案内標識への添架を道路管理者が実施（8箇所）



● 風景街道の案内看板設置位置



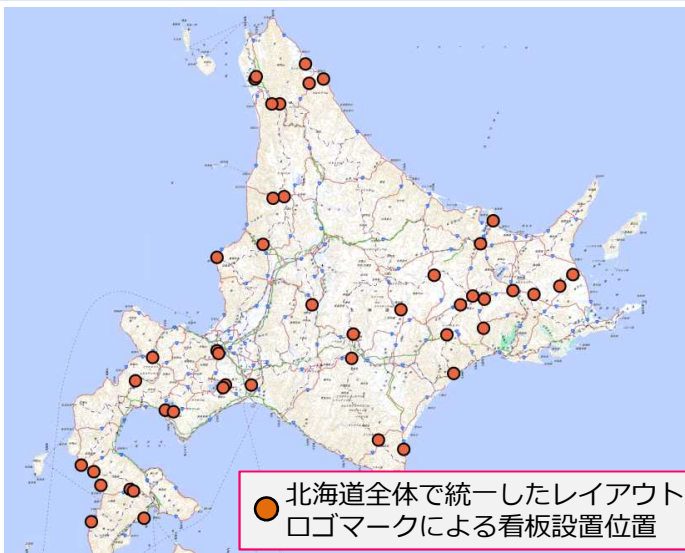
人間文化の原風景
~ご縁をつなぐ神仏の通ひ路~

②案内看板等の検討

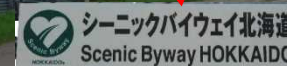
これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- 北海道では、シーニックバイウェイ北海道の認知度向上を目的とし、ルートエリア内において、北海道全体で統一したレイアウト、ロゴマークによる看板を設置している。

（北海道 計50枚） ※法定外看板による試行的な取り組み。



● 北海道全体で統一したレイアウト、
ロゴマークによる看板設置位置



シーニックバイウェイ北海道
Scenic Byway HOKKAIDO

②案内看板等の検討

これまでの活動（案内看板等設置の現状）

- ・ 各地方協議会において独自の案内看板等を設置しているが、全国統一のルールは定められていない。
- ・ 活動団体等からは、行政による案内看板等への積極的な表示が求められている。

日本風景街道の実現に向けて 提言（H19.4） 日本風景街道戦略会議

（重点的な広報等の支援）

（前略）国において、広報等の支援以外に、法的な枠組みの検討など、評価された「風景街道」に対し全国的な観点からの行政の支援も検討していく必要がある。

具体的な重点的な広報等の支援メニューとしては、以下のものが考えられる。

- ①全国・海外への広報・PR
- ②ロゴの使用（ロゴを使った標識や看板等の設置）
- ③商品企画・販売

質の高い日本風景街道に着手するために 提言（H29.4） 日本風景街道自治体連絡会、NPO法人日本風景街道コミュニティ

2. 日本風景街道の制度と活動について

◆日本風景街道の認知度を高めるため、道路上の表示、カーナビへの掲載方法など、日本風景街道の見える化を図る。

平成28年度風景街道パートナーシップアンケート結果

- 標識に表記できるようにしていただけたらありがたい。青の標識の中に、ロゴマークが入るようになればよい。他

②案内看板等の検討

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・風景街道のロゴマークや、ルート名称の案内看板等を設置しているルートが存在しているが、看板のデザインや表示方法等は統一されていない。
- ・活動団体等からも行政による案内看板等への積極的な表示が求められている。



○案内看板等の検討の方向性

- ・地方協議会やパートナーシップにおいて、案内看板等の設置の必要性等について十分に議論したうえで、案内看板等のあり方を具体的に検討。

< 検討の際の主な留意事項 >

- ①風景街道はエリアを持った概念であり、中心となる道路が明確になっているか
- ②名称が地域に受け入れられたものになっているか
- ③案内看板等が景観に馴染んだものになっているか

③情報の発信・共有

これまでの活動（ウェブサイトやSNS等による情報発信の現状）

- ・ 主要な情報発信は、地方協議会やパートナーシップが独自に作成したウェブサイトによるもの。
- ・ 発信する情報の量や質、更新頻度にバラつきがあり、SNSを活用した事例は少ない。
- ・ 例えば、「日本遺産」や「日本で最も美しい村」は、美しい風景の写真を多用した全国横断的な情報ポータルサイトを設置している。

<九州風景街道推進会議によるウェブサイトやSNSを活用した情報発信>



<情報ポータルサイト参考事例:日本遺産(文化庁)>



<情報ポータルサイト参考事例:日本で最も美しい村 (NPO法人「日本で最も美しい村」連合)>



【九州風景街道ルート意見交換会開催！】
10月16～17日に九州風景街道ルート意見交換会を「九州横断の道 阿蘇くまもと路」でルート活動の共有や活性化を目的に開催しました。
九州風景街道は今年10周年となり、人を呼ぶためのモデルツアーの開催と10周年記念植樹を同時に行いました。... もっと見る



⇒九州地方整備局のfacebookを活用し、推進会議の取り組みや各ルートの取り組みをタイムリーに情報発信

③情報の発信・共有

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・日本風景街道の主要な情報発信は、地方協議会やパートナーシップが独自に作成したウェブサイトによるものとなっており、発信する情報の質や量、更新頻度等にバラつきが見られる。
- ・人気の高い観光地等ではSNSを活用した情報発信等が積極的に行われている。



○情報の発信・共有の方向性

■全国横断的な情報ポータルサイトの検討

- ・全国横断的な情報ポータルサイトの設置を検討。
- ・地方協議会やパートナーシップが情報ポータルサイトでの発信内容を検討。
- ・情報発信の際には、受け手を考慮して情報をカテゴライズ化。
- ・ウェブサイトにおけるロゴマークの積極的な表示やバナーの統一。

■SNSを積極的に活用した情報発信

- ・パートナーシップ等を中心に、SNSを活用して積極的に情報を発信。
- ・観光客からのSNSによる情報発信を促すような魅力的な空間を整備。

4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

(2) 交流連携の推進

①道の駅との連携

これまでの活動（道の駅との連携の現状）

- ・道の駅を利用したイベントの実施や、共同のMAP作りなど連携が徐々に進んでいる。
- ・道路の美化活動資金捻出のため、道の駅でのマルシェ開催などの取り組みも一部で見られる。
- ・今後も、効果的な連携の実現と双方の価値向上に向け、関係者間のコミュニケーション強化等が望まれる。

<道の駅での風景街道イベントの実施>



シーニックバイウェイ北海道 支笏洞爺二セコルート/H28

<風景街道活動費用捻出のための道の駅での物販>



費用充当

<道の駅と共同のMAP作成>



近畿風景街道協議会/H28



①道の駅との連携

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・現在、全国に1,100箇所を超える道の駅が展開されており、日本風景街道の登録エリア内や近傍にも道の駅が数多く存在。
- ・道の駅を利用したイベントの実施や、共同のガイドマップ作成等の連携が徐々に進んできており、道路の美化活動資金の捻出のために、道の駅でのマルシェ開催等の取り組みも一部で見られる。



○道の駅との連携の方向性

- ・日本風景街道と道の駅における相互の魅力向上のための連携のあり方について検討。
 - ①道の駅と連携した情報発信のあり方の検討。
(日本風景街道は道の駅同士を魅力的な風景などによってつなぐ役割を担う。)
 - ②活動拠点・情報発信拠点としての道の駅の活用のあり方の検討。

②同種活動との連携

これまでの活動（同種活動との連携の現状）

- 九州地方の「道守九州会議」や中国地方の「夢街道ルネサンス」等の同種活動が存在する地域においては、連携が見られる。

<道守会議発行紙における風景街道の紹介>

九州風景街道
道守通信特別号 2007

特集「風景街道 元年」
景観、自然、歴史や文化、人や食…
九州の魅力発信する、
9つの風景街道
本格スタート

「道守」が九州各地の風景街道を「道守」が推進力
「風景街道づくり」は、はじまる——道守が推進力
九州の魅力を発信する、
9つの風景街道
本格スタート

景観、自然、歴史や文化、人や食…
九州の魅力発信する、
9つの風景街道
本格スタート

ちよつとよりみち
鹿津街道むなた
P.08

北九州おもてなしの
“ゆっくりかいどう”
P.07

玄界灘風景街道
P.10

九州横断の道
やまなみハイウェイ
P.11

ながさき
サンセット
オーシャンロード
P.06

日豊海岸
シーニック・ハイウェイ
（瀬田・北豊大津海道）
P.05

かごしま
風景街道
P.09

九州横断の道
阿蘇くまもと路
P.12

日豊海岸
きらめきライン
P.04

道守通信 Vol.16冬号

■道守九州会議の概要

九州で「道」に関するさまざまな活動を行う人々や団体が構成する民主体の任意団体で、民と行政との「協働」を基本に活動を行うもの。

平成15年創設以降、平成30年5月現在で個人・団体合わせ883の会員数を有する。

<夢街道ルネサンスとの共同事業>



ちゅうごく街道交流会の開催による情報交換



山口県街道交流会の開催による情報交換

■夢街道ルネサンスの概要

中国地方の豊かな歴史・文化・自然を活かし、再発見し、地域が主体となって個性ある地域づくりを行うとともに、街道を通じて、連携・交流を創出し、地域の活性化を図るもの。

平成13年度より認定を開始し、平成29年度までに46地区を認定。

②同種活動との連携

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・ボランティア・サポート・プログラムや九州地方における「道守九州会議」、中国地方における「夢街道ルネサンス」等の同種活動は、活動に同じメンバーが関わっていることが多い。



○同種活動との連携の方向性

- ・日本風景街道と同様の目的を持った同種の活動(ボランティア・サポート・プログラム、九州地方の「道守九州会議」、中国地方の「夢街道ルネサンス」等)と、それぞれの特徴を活かしながら効果的・効率的な連携を推進。

③ 関連施策との連携

これまでの活動（観光振興への取り組みの現状）

- ・観光振興として「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。

<オリジナルツアーの開催>

～歴史と自然が彩る“松浦市”と夕日に映える西海国立公園周辺をめぐる旅～
ながさきサンセットロードバスツアー

旅行日程：日帰りコース 平成28年2月26日(金) 午前9時出発 募集締切：2月23日(火) まで
 旅行代金/日帰りコース おとな/こども 一律料金

3,500円

▲国立公園と西海橋にて夕陽の鑑賞
 ▲田平天主堂を現地ガイドが見守

▲日本有数の「おさかな基地・松浦」で大満足な海鮮グルメを堪能♪
 ▲道の駅海のふるさと館
 ▲平戸瀬戸市場
 ▲九州電力松浦発電所

行程

長崎駅前(出発) == 9:00	西九州自動車線由 出島IC == 9:00	佐々IC == 9:00	九州電力松浦発電所 == 9:00	いけす割烹茶(昼食) == 12:15～13:15
◎施設立ち寄り == 道の駅海のふるさと館 == 13:15～13:45	◎施設立ち寄り == 平戸瀬戸市場 == 14:15～14:45	◎現地ガイドがご案内いたします == 田平天主堂(世界遺産候補のキリスト教会を見学) == 15:00～16:00	◎バスを下車して観光 == 弓張岳展望台(展望台より夕日の眺め) == 16:45～17:00	◎バスを下車して観光 == 西海橋(橋の上から夕日の眺め) == 17:45～18:00
◎松浦産クワマガロを使用した懐石料理 == 12:15～13:15				

◎バスを下車して観光 == 長崎駅前(到着) == 19:00

■ご案内
 ①募集人員は45名様限定となります。定員になり次第、募集を締め切らせていただきます。
 ②当日は添乗員が同乗してお世話いたします。また、田平天主堂では現地ガイドが案内いたします。
 ③九州電力松浦発電所の見学は、運転免許証などの身分証明書が必要となります。(当日持参をお願いします。)

旅行企画・主催 一般社団法人まつうら観光物産協会
 〒859-4501 長崎県松浦市志佐町浦邊1035番地の3
 ☎ 0956-76-8822 営業時間 8:30～18:30 (土日祝日も営業しております)

お問合せ・お申込み先はこちら
 (株)西九州観光サービス支店
 長崎県知事官舎跡 第3棟-608号 (長崎県旅行商品販売受託者)
 〒859-4002 長崎県松浦市志佐町世島384-1 まつばやさん橋
 ☎ 0956-72-3377 営業時間 9:00～18:00 (休業：土曜・日曜・祝日)



ながさきサンセットロード/H28

<商品開発に向けたモニターツアーの開催>



<隠れた魅力を発見するためのエコハイクツアーの開催>



③ 関連施策との連携

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・観光振興としては、「パンフレットやガイドマップ作成」の取り組みが多く、「イベントやツアーの開催」や「HP作成・運営」、「観光ガイドの育成・導入」などは一部で実施。
- ・ガイドマップの多言語化に取り組んでいるルートがあるものの、現時点での事例は少ない。
- ・外国人旅行者を日本独自の文化でもてなしたり、外国旅行会社との連携、来訪促進事業等の事例があるが限定的。



○ 関連施策との連携の方向性

- ・多様な展開をみせている観光施策や文化財施策、農林振興施策等と日本風景街道との連携のあり方について検討。

< 主な取り組み項目 >

- ① 広域観光周遊ルート、日本版DMO、グリーン・ツーリズム、農泊、サイクルツーリズム、世界遺産、日本遺産、ジオパーク等との連携。
- ② 日本風景街道を通じて、周辺の地域資源や、地域の生活文化や食文化等について魅力的に発信・案内できる人材、いわゆる「道の語り部」を育成。
- ③ 観光施策等と連携したインバウンド受入環境の整備。
(情報発信の多言語化、多言語ガイドの育成、海外向けプロモーションの実施等)

④関係者の交流

これまでの活動（関係者の交流の現状）

- ・NPO法人日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等の開催による情報交換の実施。
- ・事例集による活動支援や、助成制度やベストプラクティス等の紹介を各地方協議会にて実施。

<日本風景街道大学、交流会等の開催による情報交換>



日本風景街道大学 奥能登絶景海道 珠洲キャンパス/H29

<助成制度やベストプラクティス等を紹介>

日本風景街道プロジェクト
北陸の風景街道ナレッジサイト

HOME | サイトマップ | お問い合わせ

このサイトは、北陸風景街道の活動に役立つ情報を発信しています。更新情報は新着情報をご覧ください。

- 国土交通省からのお知らせ
- 助成金情報
- ベストプラクティス集
- 交流会の結果
- その他の情報
- リンク
- Q&A

新着情報

3ヶ月間までの情報を掲載しています。過去のデータは左側の各メニューに掲載しています。

2012.11.09 **【更新情報】第6回 北陸風景街道交流会議結果を更新しました。**

2011.11.08 **【更新情報】ベストプラクティス集ver.3を掲載しました。**

2011.11.08 **【更新情報】社会資本整備総合交付金について掲載しました。**

2011.11.08 **【更新情報】リンク情報を更新しました。**

注目コンテンツ

省庁の助成金

地方自治体の助成金

その他の助成金

ベストプラクティス等へリンク

省庁や地方自治体等の助成金へのリンク

北陸の風景街道ナレッジサイト

<事例集等による活動支援>

日本風景街道
活動事例集(関東)

日本風景街道

平成 26 年 2 月
風景街道関東地方協議会

目次

I 基礎整備 1

1. 施設・清掃

2. ルートサイン整備

3. ヒューポイント整備

4. 施設保全・整備

II 情報発信 14

1. ハンフレット、マップ等

III イベント 17

祭りなどのイベント

ウォーキング、ツーリングなどのイベント

シンポジウム

その他のイベント



日本風景街道活動事例集（関東）

④関係者の交流

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・NPO法人日本風景街道コミュニティによる日本風景街道大学等において情報交換が実施されているが、全国的には関係者間の活動発展に向けた議論や地元自治体との連携が不足。
- ・地方協議会やパートナーシップ間での好事例や助成制度等の共有が不足。



○関係者の交流の方向性

- ・日本風景街道活動の活性化や円滑化のために、パートナーシップ同士や、パートナーシップを構成する道路管理者や地元自治体、活動団体の交流や情報共有等を促進。

<主な取り組み項目>

- ①道路管理者や地元自治体を中心となり、活動団体との交流や活動団体同士の交流を働きかけ。
- ②全国の地方協議会を集めた意見交換の場の設置。
- ③好事例の発信・共有（助成制度や申請ノウハウの共有を含む）。

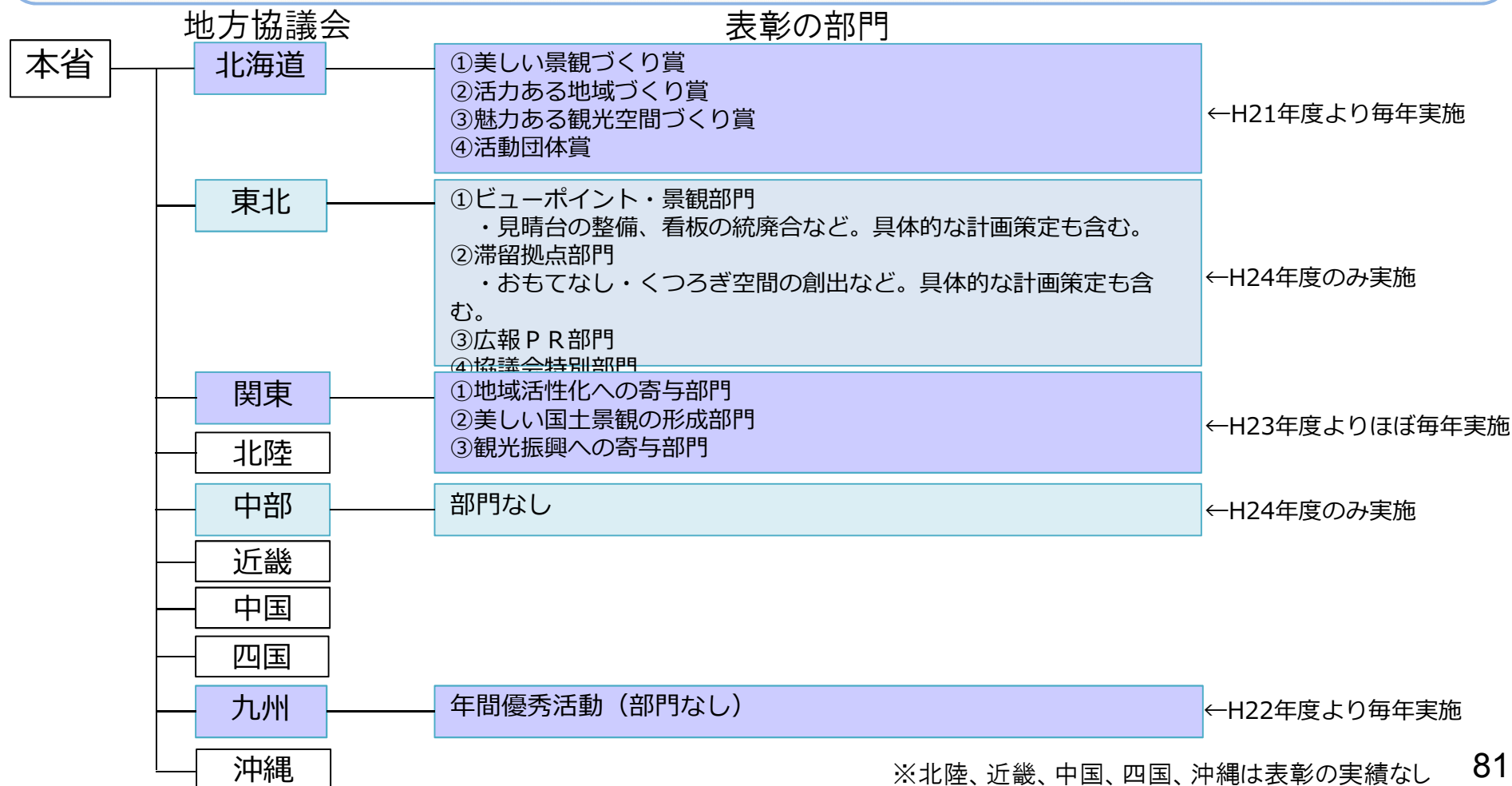
4. 発展に向けた具体的取り組みの方向性

(3) 活動環境の整備

①表彰制度の導入

これまでの活動（表彰制度の現状）

- ・ 表彰については、継続的に実施している地方協議会、一度実施して中断している地方協議会、実施していない地方協議会がある。
- ・ 表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上やマスコミに取り上げられることによる認知度の向上等に寄与。



※北陸、近畿、中国、四国、沖縄は表彰の実績なし

①表彰制度の導入

これまでの活動（表彰制度の現状）

▼継続している表彰制度の概要（北海道・関東・九州の例）

実施主体	制度の目的	応募条件	評価項・視点	評価方法
シーニックバイウェイ北海道推進協議会	シーニックバイウェイ北海道の推進に向けて、 他の模範となるルート活動の積極的な創出、啓発・普及 を目的	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞 ⇒指定ルートおよび候補ルート ●部門賞、最優秀賞 ⇒指定ルートのみ <p>・いずれも様式記入</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体賞（1件） ●部門賞（3件） <ol style="list-style-type: none"> ①美しい景観づくり賞 ②活力ある地域づくり賞 ③魅力ある観光空間づくり賞 ●最優秀賞（1件） <p><視点> 地域の資源を発見・活用し、有形・無形の「新しい価値」を生み出しているか否かに評価の軸を置くと共に、以下の点に留意し評価</p> <p>○持続性 ○浸透性 ○拡張性 ○連携性 ○先進性 ○効果性 ○人材育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・活動団体賞 ⇒各ルートが、持ち点10点を自ルート以外に自由配点 ⇒推進協議会にて確定 ・部門賞、最優秀賞 ⇒ルート審査委員会にて委員が持ち点10点を自由配点 ⇒推進協議会にて確定
風景街道関東地方協議会	登録ルートにおける年間活動の中で、創意工夫のもと 地域の魅力を発展 させ、その活動を 他のルートの更なる活動推進に繋げる ことを目的	<ul style="list-style-type: none"> ●活動団体が対象年度に実施した活動の中から「応募用紙（代表活動シート）」に記入し、応募。 ●1つの団体から複数部門への応募も可。 	<ol style="list-style-type: none"> ①地域活性化への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・地域間交流の拡大 ・活動を継承・活性化など ②美しい国土景観の形成部門 <ul style="list-style-type: none"> ・花など植物による演出 ・看板等での工夫 ・統一感のある町並みのための工夫 ・規制・規則との共存 など ③観光振興への寄与部門 <ul style="list-style-type: none"> ・観光客増加 ・売上げ向上 ・参加者（団体）や出店数増加 ・独創性 ・新たな付加価値 	<ul style="list-style-type: none"> ・選定委員（審査者）により評価項目ごとに採点。委員会（審査者で構成）での議論を経て、表彰案件を選定。 ・風景街道関東地方協議会にて確定。
九州風景街道推進会議	登録ルートにおける年間の取り組みのうち、 地域の魅力を発掘、維持・発展 させるとともに、 他地域の人々へ魅力を提供 する内容となり、その取り組みが当該ルートばかりでなく、 他ルートの更なる取り組みを促す ことを目的	<ul style="list-style-type: none"> ●登録ルートから提出された「日本風景街道九州14ルート年間代表取り組み」を基に、選定するための評価項目等により選定。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部門等は設定していない。 ・視点は以下の5点。 <ol style="list-style-type: none"> ①地域の魅力を発掘、維持、発展させる取り組み ②他地域の人々へ魅力を提供する取り組み ③今後も継続していくことが確実視できる取り組み ④他地域の人々の来訪心をそそる取り組み ⑤他のルートの先進事例となる取り組み 	<ul style="list-style-type: none"> ・九州風景街道基本問題小委員会は、評価項目等により、登録ルートの当該年度取り組み内容を評価。最も有用なルートにおける取り組みを3件程度選定。 ・結果については九州風景街道推進会議に諮り承認を得て確定。

①表彰制度の導入

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・表彰は、パートナーシップのモチベーションの向上や地元マスコミの報道による認知度の向上等に寄与。
- ・表彰については、継続的に実施している地方協議会、実施していなかったり、中断している地方協議会がある。



○表彰制度の導入の方向性

- ・現在、表彰を実施している地方協議会は、継続して実施。
- ・表彰を中断又は実施していない地方協議会は、先行事例を参考に、各地域に応じた表彰制度を導入。
- ・各ルートの活動状況や各地方協議会における表彰制度の定着状況を踏まえ、国土交通省は全国規模の表彰制度についても早期に導入。

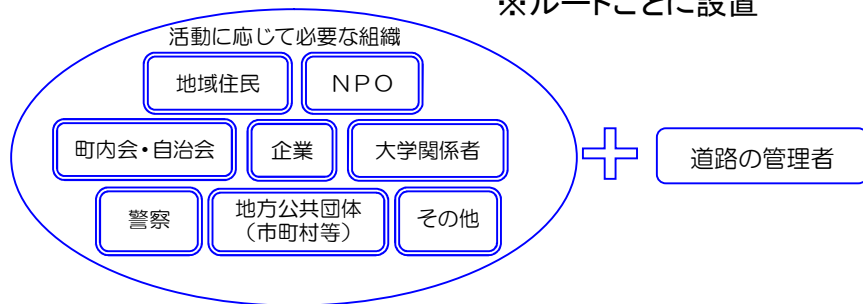
②登録内容の再確認

これまでの活動（現在の登録スキーム）

- ・登録ルート of 活動状況等について、定期的な確認が十分ではない。
- ・社会動向が変化の中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。

風景街道パートナーシップ

※ルートごとに設置



【風景街道パートナーシップ】

- ・各風景街道で活動する活動主体を指し、風景街道を登録申請する際には、必ず組織されていなくてはならない。
- ・地域の活性化や観光振興等の日本風景街道の目的に合致する活動を行う上で必要な道路管理者と地域住民、NPO法人、民間企業等により構成されている必要がある。

【登録条件】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

(2) 登録条件について

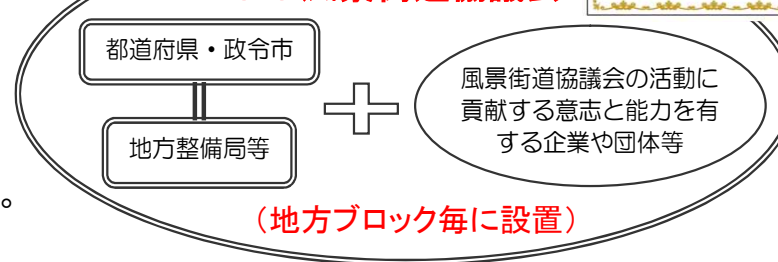
- ①「風景街道パートナーシップ」が組織されていること。
- ②景観、自然、歴史、文化、体験・交流又は施設・情報の地域資源を1つ以上有していること。
- ③日本風景街道の理念に賛同し、それに合致した活動を継続的に実施していること。
- ④申請された日本風景街道に「中心となる道路」が存在していること。

登録申請
(随時受付)

登録条件を
確認し登録



〇〇風景街道協議会



②登録内容の再確認

これまでの活動（現在の登録スキーム）

【登録申請事項】 ※右記登録申請書より

- ・風景街道の名称
- ・中心となる道路の名称及び道路管理者
- ・風景街道の範囲
- ・風景街道内の地域資源
- ・風景街道パートナーシップの名称
- ・代表者氏名、所属組織名、連絡先
- ・事務局担当者名、所在地、連絡先
- ・風景街道パートナーシップを構成する組織
(道路管理者/道路管理者以外)
- ・活動目的及び活動内容

【登録後について】

「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」
(平成19年7月6日付道路局長通達)

3. 日本風景街道にかかる登録について

(3) 登録内容の変更について

「風景街道パートナーシップ」は、登録された「風景街道」の登録申請の内容に変更があったときは、「風景街道地方協議会」に届け出るものとする。

(4) 登録の取り消しについて

「風景街道地方協議会」は、登録後、登録条件を満たさないことが確認された場合、その旨を該当する「風景街道パートナーシップ」に対し通知し、その後も満たされない場合には、登録を取り消すことができる。

(別表1)

登録申請書・登録事項等変更届

平成 年 月 日

風景街道地方協議会 会長殿

申請者名：(風景街道パートナーシップの代表者名)

下記のとおり「日本風景街道にかかる協議会及び登録の取扱いについて」に基づき関係資料を添えて 登録を申請・変更の届出 をします。

登録番号 ^{※1}	一第	号	登録年月日	年	月	日	
風景街道の名称							
中心となる道路の名称及び道路管理者	名称	【					】
	道路管理者	【					】
風景街道の範囲 ^{※2}							
風景街道内の地域資源							
風景街道パートナーシップの名称							
代表者氏名							
代表者所属組織名	所属組織名	【					】
	部署名	【					】
代表者連絡先	TEL :						
	FAX :						
	E-mail :						
事務局担当者名							
事務局の所在地							
事務局連絡先	TEL :						
	FAX :						
	E-mail :						
風景街道パートナーシップを構成する組織 ^{※3}	【道路管理者以外の組織及び個人】			【道路管理者】			
活動目的及び活動内容							

※1 この欄には、登録申請書の場合には記入しないこと。

※2 この欄に関連して、図面を添付すること。

※3 この欄には構成する組織名及び担当部署、代表者名を記入すること。

②登録内容の再確認

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・登録ルート of 活動状況等について定期的な確認が十分ではない。
- ・社会動向が変化する中で、パートナーシップがどのような活動コンセプトのもと、今後活動を実施していくかについて、定期的な確認がなされていない。



○登録内容の再確認の方向性

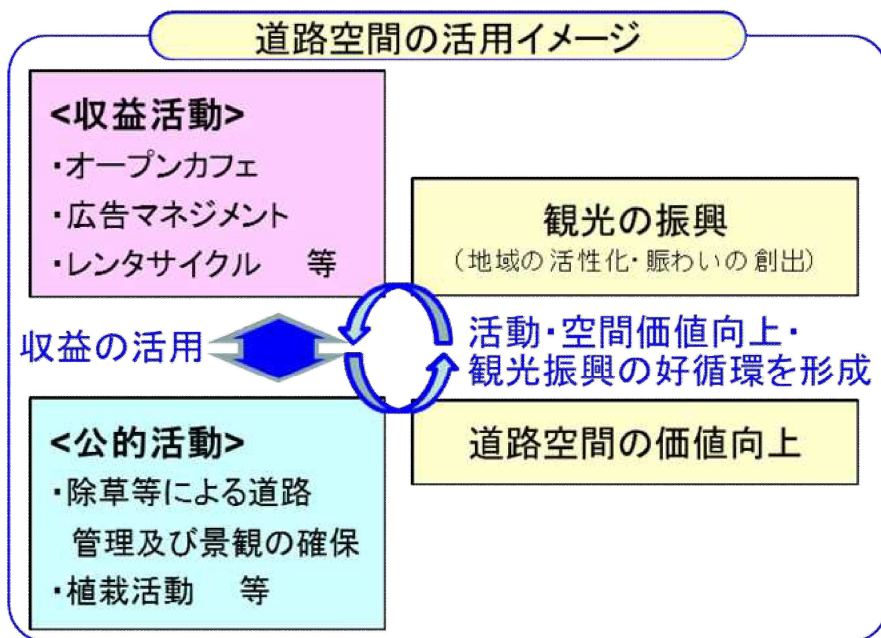
- ・地方協議会が登録済みの日本風景街道について、登録内容の再確認を実施。
＜再確認時の主な留意事項＞
 - ①中心となる道路(起終点等)や道路管理者、風景街道の範囲の明確化
 - ②活動コンセプトや活動内容、地域資源の再確認
 - ③パートナーシップを構成する組織とそれぞれの役割の明確化
 - ④訪日外国人旅行者からの視点による新たな地域資源の発掘
- ・再確認の際、地方協議会を構成する地方整備局や関係自治体等は、活動を支援する姿勢でパートナーシップに積極的に関与。

③道路協力団体制度の活用

これまでの活動（道路協力団体制度の活用の現状）

- ・ 道路法改正により、道路協力団体制度創設（H28.4）。
- ・ H29年度末現在、直轄国道で30団体が指定され、そのうち9団体が風景街道パートナーシップを構成する組織。

●活用スキーム



●活動内容

例) 日南海岸地域シーニックバイウェイ推進協議会(宮崎県)
<道路協力団体制度を活用したサイクル利便施設の設置・運営>



- ◆サイクリストをもてなすサイクルレスト「よってね!」を設置。サイクリストウェルカムな環境づくりを行うとともに、地域まちづくり団体やサイクリング協会と連携し、地域資源を楽しむサイクルイベントの開催を行っている。
- ◆道路協力団体活動として、サイクリストを対象としたベンチ、サイクルラック、自動販売機、露店等の利便施設を設置・管理し、収益により道路の維持・管理を充実させている。

③道路協力団体制度の活用

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・日本風景街道の活動として、花植え活動や清掃活動、ルート毎の特色を活かしたイベント開催などが実施されているものの、活動資金が不足している傾向にある。



○道路協力団体制度の活用の方向性

- ・パートナーシップが直面する活動資金不足等の提題解決や賑わいの創出に関する取り組みなどを推進していく上で、道路協力団体制度を効果的に活用。

<主な取り組み項目>

- ①道路協力団体による収益事業等の好事例の発信や共有。
- ②道路協力団体の指定拡大を促進。

④ 支援体制の構築

これまでの活動（支援体制の現状）

- ・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、活動の支援を実施。

◆一般社団法人シーニックバイウェイ支援センター◆

- シーニックバイウェイの理念の浸透や、活動の活性化を図るための広報活動を行うとともに、民間と行政との連携を図って、美しい景観づくり、魅力ある観光空間づくり、活力ある地域づくりに貢献。（平成17年7月設立）

活動団体への支援

収益

1. SBW全体の広報およびプロモーション活動
2. 包括連携企業との連携
3. ルートと連携した観光プロジェクトづくり
4. 日本風景街道等、全国的なネットワークづくり
5. 視察対応

- ・ マップ販売等収入
- ・ 広告料収入
- ・ 法人会員等
- ・ 調査事業等受託
民間企業
社団法人 等

④ 支援体制の構築

提言における取り組みの方向性

【現状】

- ・北海道では「(一社)シーニックバイウェイ支援センター」が、活動の支援を実施。
- ・各地方ブロックにおいて地方協議会等が、パートナーシップへの活動支援を行っているが、支援内容等に濃淡がある。



○ 支援体制の構築の方向性

- ・(一社)シーニックバイウェイ支援センターによる支援内容や方法を参考に、地方協議会や道路管理者、地方自治体等による支援の仕組みや方法などを検討することが望まれる。

< 支援内容の例 >

- ① ルートの広報及びプロモーション活動
- ② 企業との連携
- ③ ルートと連携した観光プロジェクトづくり
- ④ 行政や他のパートナーシップとのネットワークづくり
- ⑤ 好事例の視察対応 など